

生徒会会則並びに細則

A 生徒会会則

前 文

我々岡山県立西大寺高等学校の生徒は本校の教育方針に則り生徒本来の使命を自覚して生徒会の活動を規律化し、より完全な方法で自主活動の促進を図り、学校生活の経験を通して将来よき公民となる素質を養うため本会則を制定する。

第1章 総 則

第1条 本会は岡山県立西大寺高等学校生徒会という。

第2条 本会は岡山県立西大寺高等学校生徒をもって構成し、本校教職員を顧問とする。

第3条 本会の最高決定権は校長に属する。

第4条 本会は会の目的達成のため次の機関を置く。

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 生徒総会 | (2) 評議員会 |
| (3) 監査委員会 | (4) 執行委員会 |
| (5) 各種委員会 | (6) 各 部 |
| (7) ホームルーム | (8) 応援団 |
| (9) 生徒集会 | |

第2章 生徒総会

第5条 生徒総会は本会の最高議決機関である。

第6条 生徒総会は全会員で構成し、毎年第1学期中間考査までにこれを開催する。ただし次の場合

- (5) 各部部則の承認
- (6) 予備金その他の収入の支出に関する事項
- (7) その他評議員が必要と認めた事項

第12条 評議員会の必要定員数は全議員の3分の2とし、議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、重要事項は出席者の3分の2とする。

第4章 監査委員会

第13条 監査委員会は本会の会計監査のための機関である。

第14条 監査委員会は、評議員の2年生3名をもって構成し、執行委員会、各種委員会、各部及び応援団の経理及び備品を定期的に監査し、その結果を会長に報告するとともに会員に公示する。

第5章 執行委員会

第15条 執行委員会は本会の中核執行機関である。

第16条 執行委員会は生徒会長1名、生徒会副会長2名並びに会計2名、書記2名、各種委員会委員長7名で構成する。

第17条 執行委員会の任務は次のとおりである。

- (1) 生徒会の庶務並びに会計
- (2) 各種委員会、各部・同好会及び応援団の統轄
- (3) 全校行事の立案実施
- (4) 各種集会の許可
- (5) 生徒集会の執行
- (6) その他会務の執行に必要な事項

第18条 執行委員会は任務の遂行に当たりその計画を評議員会に提出し議決を得なければならない。

には生徒会長が臨時にこれを開催することができる。

(1) 会員の2割以上が会議事項を明示して会長に要求した場合

(2) 評議員会が必要と認めた場合

(3) 校長が必要と認めた場合

第7条 生徒総会は次の事項を議決する。

(1) 第6条第1項によって提出された事項

(2) 評議員会から提出された事項

(3) 本会会則の決定並びに変更に関する事項

(4) 会務予算及び決算に関する事項

(5) 会費及び入会金の増減に関する事項

(6) 総会出席者の過半数が審議することに賛成した緊急動議

第8条 生徒総会の必要定員数は全会員の3分の2とし、議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし重要事項は出席者の3分の2とする。

第3章 評議員会

第9条 評議員会は本会会員の意志を代表する議決機関である。

第10条 評議員会は各ホームルームから2名ずつ選出された評議員で構成し、定期的に生徒会長がこれを招集する。ただし必要に応じて臨時にこれを開催することができる。

第11条 評議員会は次の事項を議決する。

(1) ホームルームから提出された事項

(2) 執行委員会から提出された事項

(3) 校長から提出された事項

(4) 細則の決定並びに変更に関する事項

第6章 各種委員会

第19条 各種委員会は執行委員会の任務遂行のために置かれる補佐機関であって、執行委員会から付託された責任と権利を分担する。

第20条 各種委員会はこれを常置委員会と特別委員会とに分ける。

第21条 常置委員会は次のとおりとし、その細則は別に定める。

(1) 文化委員会 (2) 体育委員会

(3) 風紀委員会 (4) 整美委員会

(5) 保健委員会 (6) 図書委員会

(7) 交通委員会 (8) 庶務委員会

第22条 常置委員会は執行委員1名と各ホームルームから選出された各1名の委員によって構成される。ただし体育委員は各ホームルームによって選出された男女各1名ずつとし、整美委員及び図書委員は男女問わず2名とする。

第23条 特別委員会は評議員会の議決によって設置し、その細則は別にこれを定める。

第24条 各種委員会で実施する事項はこれを執行委員会に提出してその承認を得なければならない。

第7章 各 部

第25条 会員の教養を高め体育技能を錬磨し個性を伸長して社会的性格を涵養するため執行委員会の統轄の下に各部を置く。各部の設置に関する細則は別にこれを定める。

第26条 各部は部員をもって構成し、その組織並び

に運営については各部部則をもって定める。

第8章 ホームルーム

第27条 ホームルームは生徒会活動の基礎組織であり室員相互の団欒の場である。

第28条 ホームルームは評議員会並びに学校側から提出された事項その他必要事項について討議決定する。

第29条 ホームルームで議決された事項中必要と認められたものはホームルーム選出の委員が評議員会又は各種委員会へ提出するものとする。

第9章 応援団

第30条 応援団は各種対外競技に出場する本校選手を応援して会員の親睦と団結を高め、あわせて他校との融和を図るための組織である。

第31条 応援団は全会員をもって組織する。

第32条 応援団員は常に秩序と規律を重んじ、統制ある行動をとらねばならない。

第33条 応援団に関する細則は別に定める。

第10章 生徒集会

第34条 生徒集会は、生徒会活動及び学校生活に関する会員の意見交換の場であって、会員相互の協調融和をはかり、もって生徒会活動をより活発にし、学校生活をより有意義にすることを目的とする。

第35条 生徒集会は会員全員で構成することを原則とするが、必要に応じて科、学年別の集会を開く

員長として執行委員会を統轄する。

(2) 生徒会副会長は同時に執行副委員長として会長(執行委員長)を補佐し、会長(執行委員長)に事故あるときはその任務を代行する。

(3) 生徒総会において評議員会議長は会議を司会する。

(4) 生徒総会において評議員会副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその任務を代行する。

(5) 生徒総会において評議員会書記は議長・副議長を補佐し、会議録を記録保存するとともに議決事項を会員に公示する。

(6) 執行委員会会計は生徒会並びに執行委員会庶務会計を処理し、同書記は生徒会並びに執行委員会における諸記録の記載保存をする。

(7) 各種委員会委員長、各部部長、ホームルーム委員長は当該機関を代表し統轄する。

(8) 各種委員会副委員長、各部副部長は当該機関の長を補佐する。

(9) 各種委員会、各部会計・書記は当該機関の庶務並びに会計を処理する。

第45条 各役員の任期は次のとおりである。

(1) 会長(執行委員長)、副会長(執行副委員長)、執行委員(各種委員会委員長及び会計・書記)各部役員は10月1日から翌年9月30日まで。

(2) ホームルーム委員(評議員)、監査委員、各種委員、ホームルームの役員は、前期4月1日から9月30日まで、後期10月1日から翌年3月31日まで。

ことができる。

第36条 生徒集会の招集は評議員会の承認を得て生徒会長が行い、運営には執行委員があたる。

第37条 生徒集会は第34条の目的を達成するために次の内容を取り扱う。

- (1) 執行委員と会員との意見交換
- (2) 新入生徒に対する校内事情の告知
- (3) 諸規定などに関する意見、希望

第11章 役員

第38条 執行委員は全校より選出する。その選出方法は別にこれを定める。

第39条 執行委員会には委員長1名、副委員長2名、会計2名、書記2名を置く。委員長は生徒会長、副委員長は生徒会副会長、会計は生徒会会計、書記は生徒会書記が兼ねる。

第40条 各種委員会には委員長1名、副委員長2名、会計・書記2名を置く。これらの役員は各種委員会の互選によって定める。

第41条 各部には、部長1名、副部長1名、会計・書記2名を置き、部員の互選によって定める。

第42条 ホームルームには次の役員をおき、その選出方法はホームルームに一任する。ただしホームルーム委員は評議員を兼ねる。

(1) ホームルーム委員2名

第43条 応援団には団長1名、副団長2名を置き、その選出方法は生徒会長が団員の中から指名する。

第44条 本会の役員の任務は次のとおりである。

(1) 生徒会長は生徒会を代表するとともに、執行

第46条 役員に欠員を生じたときは補欠選挙を行い、その役員の任期は前任者の残任期間とする。

第47条 役員は会則に定められていない限り、2つ以上兼務することはできない。ただし、各部役員の兼務はこの限りでない。

第48条 役員はその就任に際して校長の認証を得なければならない。

第12章 会計

第49条 本会の経費は会費、入会金及びその他の収入をもって支弁する。

第50条 会員は会則の定めに従って会費及び入会金を納めねばならない。

第51条 本会員の負担すべき経費は次のとおりである。

1 会費 年額 7,200円

2 入会金 2,000円(平成8年度から)

第52条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13章 運営

第53条 会員は生徒会の活動を規律化し、より安全な方法で運営するために校長並びに顧問の指導をうける。

第54条 会員は本会の目的達成のためにこの会則を積極的に行動の上に表すとともにその行動についてもあくまでその責任を負わねばならない。

第55条 ホームルーム間の連絡協調を図るために、ホームルーム協議会をおき、ホームルーム委員を

もって構成する。ホームルーム協議会には代表者を置き、代表者は協議会を主宰する。

第56条 第3学期の生徒総会、評議員会は3年生を除いて成立する。

第57条 本会の会議は会員顧問に対し公開を原則とする。

付則 本会則は昭和37年4月1日から効力を発する。